<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕　様　書
の　種　類</td><td>内　容　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性　質　に　よ　る　分　類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　　名
又は
件　　名</td><td rowspan="6">カタログ製品（２）</td><td colspan="2">４補ＬＰＳ－Ｙ０００５</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成 25 年 8 月 2 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>第　４　補　給　処</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊が使用するカタログ製品で調達品目表に要求諸元を示すものの調達について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，**C&LPS-Y00007** の **1.2** によるほか，次による。

1.2.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって，当該製造会社名等と品名，型式等により，品質，形状，性能，その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.2.2

有効期限（期間）

カタログ製品の品質を保証する使用期限（期間）又は消費期限（期間）をいう。

1.2.3

期限付品目

C&LPS-Y00007 の **4.8** に該当しない有効期限（期間）が定められている製品をいう。

1.3　調達品目・数量等

物品番号，部品番号（型式番号），品名，要求番号，単位，数量，製造会社名，製品に関する要求等は，調達品目表（以下，“品目表”という。）による。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

品　名	**カタログ製品（２）**

a)　**規格**

NDS Z 0001　包装の法則

b)　**仕様書**

C&LPS-Y00007　調達品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

（平成 11 年法律第 86 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

2　**製品に関する要求**

2.1　**一般事項**

この仕様書の調達品目は，カタログ製品とし，**2.2** 及び品目表に規定する事項を除き，製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習によるものとする。

なお，品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2.2　**製品の表示**

製品の表示は，**C&LPS-Y00007** の **2.4** による。ただし期限付品目については，有効期限（期間）を表示するものとする。

3　**品質保証**

3.1　**監督・検査**

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4　**出荷条件**

4.1　**包装**

包装は，商慣習とする。

4.2　**包装の表示**

包装の表示は、**NDS Z 0001** の表示及び航空自衛隊標識による。ただし、次の事項を見易い箇所に表示する。

a)　契約番号

b)　統制番号

c)　物品番号

d)　品名

e)　数量

f)　納入年月

g)　契約相手方の名称及び略号

h)　有効期限又は有効期間（期限付品目の場合）

品　名	カタログ製品（２）

5　その他の指示

5.1　提出書類

提出書類は、**C&LPS-Y00007** によるほか、次による。

5.1.1　類別原資料

品目表に指示した場合に提出するものとする。

5.1.2　化学物質等安全データシート（MSDS）

製品に**特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法**及び**毒物及び劇物取締法**に基づく対象化学物質が含まれている場合に1部提出するものとし、提出先は納地毎とする。

5.1.3　取扱説明書

製造会社の規定する仕様書及び社内規格（以下、“社内規定”という。）により、製品の付属として定められている取扱説明書の場合は、その社内規定によるものとし、**C&LPS-Y00007** の **4.1.2** は適用しないものとする。

5.2　附属品・予備品

附属品及び予備品は、品目表に規定する事項を除き、製造会社の標準品とする。

5.3　設置・調整

設置及び調整（事前調整含む。）（以下、“設置等”という。）は、品目表に指示した場合に実施するものとし、細部は次による。

a) 基地立入申請、車両乗入申請及び就業時間に関わる申請手続きは、官側規則に基づき行わなければならない。

b) 設置等は、納入部隊と調整し納入部隊の指示により行うものとする。

c) 設置等に必要な施工用資材等は、すべて契約の相手方が準備するものとする。

d) 基地内においては、安全に留意するとともに、他の機器、施設等に損害を与えないものとし、損害を与えた場合は、契約相手方の負担により現状に復するものとする。

5.4　期限付品目の納入期日

期限付品目の納入期日は、次のうちどちらか早い方とする。ただし、これによりがたい場合は、契約担当官を通じて要求元と協議するものとする。

a) 製造年月日から6ヶ月以内

b) 製造年月日から有効期間の1/3以内

5.5　仕様書の疑義

契約の相手方は，仕様書の内容について疑義が生じた場合は，契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。